



内閣府（防災担当）

被災者支援のあり方検討会（第9回）

議事要旨について

1. 日 時

令和6年8月8日（木）9：00～11：00

2. 出席者

鍵屋座長、阿部委員、浦野委員、栗田委員、酒井委員、菅野委員、安江委員、
山本委員

（以下オブザーバー）

横浜市（防災企画課長）

※その他各省庁

3. 議題

（1）これまでに指摘があった委員からの意見・提案について

（2）その他

4. 議事要旨

（1）これまでに指摘があった委員からの意見・提案について

各委員からの主な意見は以下のとおり。

（コミュニティ形成支援）

- 大規模災害では、仮設住宅に集会所を設ける、コミュニティセンターを設ける、コミュニティ単位で二次避難や仮設住宅への入居を促すなど、コミュニティ形成に配慮した支援を行うべき旨を記載すべき。

（障害者への支援）

- 福祉人材派遣の支援制度は、福祉避難所だけでなく、障害者支援事業所でも活用されており、システムにより円滑に派遣がなされてきた状況も踏まえた記載としてほしい。

- 避難所に行くのが難しい事例は、発達障害者だけではなく、知的障害・発達障害等、と表現するのが良い。
- 避難時には、障害者は、孤立の問題が大きい。手話通訳ができる避難所では安心感があるなど、被災者支援の一部として考えていく必要。
- 新築だけ対応するのではなく、既存の校舎のバリアフリー化を進める必要がある。

（自主避難所）

- 珠洲市では、物資支援や人の配置について、指定避難所と自主避難所に大きな差はなかったということだが、なぜそうした対応が可能だったか、検証しておくべき。穴水町では差が生じていた。広域災害で自主避難所が増えれば、地域で運営していくのは限界がある。

（福祉人材の確保）

- 現在の仮設住宅のフェーズでは、福祉施設・事業所、専門職不足という従前の課題に加え、災害後の事業所閉所や専門職の離職等が重なり、ケアマネジャーやヘルパー等のマンパワーが圧倒的に不足している。被災者見守り・相談事業等によりアウトリーチ機能が高まり、せつかく早期発見できた要配慮者を次の支援につなぐ手立てがなく、ボランティアがその一端を担っているという実態がある。しかしこの支援にもムラが生じているため、福祉専門職の長期派遣制度を導入するなど、外部支援を長期的に派遣できる体制を強化すべき。

（移動支援）

- 通院、買い物など、日常生活に欠かせない移動支援の観点を記載すべき。

（避難所の質の向上）

- 災害救助法には、温かく栄養バランスのある食事とあるので、避難所の食事もずっと保存食ではなく、質の向上をしていくべき、という趣旨が全体的に感じられるような表現にしてほしい。

（広域避難）

- 全国の公営住宅に避難している方の住居の提供だけでなく、避難者の見守りや、災害救助法の「被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与」等の対応が、避難先の自治体によっては、認識不足で結果的に履行されていない。避難した先によって行政サービスが異なることは是正すべき。

（民間連携）

- 画一的な仮設住宅の供給などでは、入居者の年齢や障害等の特性に応じた支援などは難しいため、記載のとおり、民間連携の仕組みを推進すべき。
- 7月25日の大雨では、多くが消滅可能性自治体であり、マンパワーや知見がなく、報道も少ないためボランティアも少なく、こうした点からも災害規模の大小に左右されない民間連携による情報共有のしくみづくりが必要。
- 官民の民は広くとらえるべきで、物資備蓄（2ページ）を参考に、職能団体、NPOなど、官にないリソースを持つ主体の参画が可能となるよう、食事提供や要配慮者だけでなく、さまざまな面で連携する旨とすべき。
- 段ボールベッドなどはスピード感をもって民間団体が手配し、自治体は倉庫を用意することや、セントラルキッチン方式に必要な機材・スペースなどの準備で事業者から自治体がアドバイスをもらうことなど、穴水町での連携の事例が広がると良い。

（内閣府の体制強化）

- 被災者支援に混乱を来さないよう、各省庁に横串を通すまとめ役となるよう、内閣府の体制を強化すべき。

（災害対策の法的位置づけ）

- 社会権の観点から、どこまでを行うべきなのか、ミニマムスタンダードの規定から始める必要がある。目指すべき姿を法律に位置付けた上で、民間連携などの議論を進めるべき。
- 個人の尊厳、暮らしの維持という観点は、南海トラフ巨大地震、首都直下地震が控える中であり、災害救助法などの法律に位置付けるべき。

（住宅支援メニューの充実）

- 住宅の支援メニューが少ないため、入居率が低ければ自治体の財政を圧迫する公営住宅を作るかどうか、という選択を迫る状態になっており、人口減少下においては、住宅セーフティネット制度の拡充など、国土交通省も含めて、メニューの多様化を検討する必要がある。

（広域避難）

- 広域避難者は住民票を移動させないことが多く、支援どころか情報すら届けることが困難になる。適切に支援や情報を届けるために避難者自らが簡易に情報発信・登録できる仕組みが必要である。その際、広域避難者が住民票を移動させないことから避難先で住民サービスが受けられないことや、住民票を避難先に移動さ

せたために被災者支援を受けられなくなることを恐れてしまう現状に鑑み、この仕組みは住民票やそれに紐づく住民サービスの在り方とともに議論をしていくべき。

（公平な支援）

- 全ての被災者に公平な支援を行うことは必要な観点であるが、バーターにもなる迅速性も考慮すべき。

（福祉避難所）

- 高齢社会の対応が重要であり、大規模災害、施設の倒壊、県外施設との協定、平時からの連携なども踏まえて、福祉避難所について、個別避難計画を推進する中で、ホテルなどにも直接避難ができるよう、指定数、質を確保すべき。

（災害救助法の運用）

- 自治体職員からも、温かい食事や寝床が贅沢で、避難所から出なくなる被災者が出てくる、という声を耳にした。住民の意識を変えることも含め、災害救助法の運用力を高める必要がある。
- 食事や寝具など、避難所の環境改善を行うことが当然である、という共通理解のためにも、分かりやすいパンフレットが必要。また、委託により、気が付かない部分や手放せない部分をフォローし、スピード感を出す必要がある。
- 炊き出しの実施時期、セントラルキッチン方式の実施など、行政によって対応が異なるため、災害救助法の運用に関する応援職員の役割に関する検証や、官民連携の促進が必要。
- ガイドラインの策定や説明会の開催を開催しても、なぜ運用がうまくいかないのか、課題を深掘りし、解決策を考える必要がある。

（情報連携）

- 医療チームなどに情報提供が速やかにできるよう、要配慮者の把握から地域側への提供に関する意識を高め、改善、工夫する必要がある。

（地域の役割）

- 地域の役割として、見守りを一歩超えて、要配慮者が困っていることをフォローできるようにする必要がある。

（被災高齢者等把握事業、被災者見守り・相談支援等事業）

- 広域避難者で、公営住宅に入る被災者にも、被災者見守り・相談支援等事業が活用できるようにすべき。
- 被災高齢者等把握事業の被災者のニーズ把握については、その先の支援が円滑に進むよう、把握の方法を整理していくべき。

（在宅避難）

- 在宅避難者を中長期的にどう支援するかは喫緊の課題。社会保障や尊厳を軸に置かないと、同じことが繰り返される。

（２）その他

特になし。

以 上